

「携帯電話不正利用防止法」の施行に伴う、ご利用のお知らせについて

この度、平成20年6月11日、携帯音声通信事業者によるご契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成20年法第76号、以下「改正法」という。）が成立し改正法では、ご利用時の本人確認（貸与時本人確認）及び本人確認についての記録の作成・保存が義務化されました。

改正法の施行開始日は平成20年12月1日からとなります。この為、弊社レンタル携帯電話をご利用頂くお客様の本人確認を同日よりさせて頂く事となりました。

ご利用のお客様へ、お貸出時に運転免許証もしくはパスポート等の写真入り公的証明証のご提示をお願い致します。ご提示頂きました、「身分証明証」については記録保存の為に、ご同意の上で写しを取らせて頂き、管理保存させていただきます。

尚、写しについては、お貸出時間の簡略化を目的としておりますので、同意無き場合は必要事項の転記を行いますのでお時間を戴く事となります事を、予めご理解ご了承頂きます様お願い申し上げます。

平成20年11月

◆ご利用方法については、以下をご参照ください。

I. 空港カウンター受取の場合

(成田空港・中部国際空港・羽田空港(国際線)・関西空港)

お貸出当日に空港カウンターにて「身分証明証」のご提示をお願い致します。

また、事前予約無しでご出発時当日に空港カウンターにて直接お申込みされる場合も同様にご提示をお願い致します。

II. 指定先での受取の場合（宅配）

レンタル携帯電話のお申込み後に、弊社モバイルセンター店へご利用者様の「身分証明証」（運転免許証・パスポート等）の本人確認ができる物の写しを事前にご送付（FAXまたは郵送）頂きます様、お願い致します。

また、事前に「身分証明証」の確認ができない（ご送付頂けない）場合は、お貸出でき兼ねますので、予めご承知頂きますようお願いいたします。

※改正法施行後は原則として、「本人確認証明書」に記載されている居住地への送付となります。

その他、指定地にはお送りできませんので、ご理解ご了承賜りますようお願い申し上げます。

【本人確認証明書の送付先】

(株)JALエービーシー 営業部 モバイルセンター店

郵送先：〒282-8610 千葉県 成田市 成田国際空港内

日本航空成田オペレーションセンター 3F

F A X : 0476-34-8482

T E L : 0476-34-6533

以上となりますが、本改正法は日本国内において通話可能な携帯電話について義務付けとなっておりますが、海外でのみ通話頂く電話機の場合についても、指導されております為、本人確認証明書のご提示をお願いしております。

※ ご提示頂いた個人情報は弊社個人情報保護方針により厳重に管理します。

本改正法の詳しい内容については、総務省ホームページにてご確認頂けます。

総務省URL : http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html

以上